

滋賀地域交通活性化協議会 令和8年度事業計画(案)

1 事業必要性

- 滋賀県は、滋賀地域交通ビジョン(令和 6 年 3 月)の実現に向け、このアクションプランとなる滋賀地域交通計画(令和 8 年 3 月)(以下、「本計画」という。)に基づき、計画期間である令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に於いて、地域交通の維持・充実のための施策を展開していく。
- 施策の実施に当たっては、国、県、市町、交通事業者、県民等の関係者が連携して取り組む必要がある。また、施策の実施効果や社会情勢との適合性、財源確保の状況等を検証・評価することで、適宜本計画を見直し・更新し、施策の最適化を進め、効果を最大化していくことが必要である。

2 事業目的

- 有識者、交通事業者、地域交通利用者等の関係者が参画する「滋賀地域交通活性化協議会」において、地域交通施策に関して県民との対話を行い、またその対話に基づき滋賀県が取り組む施策の検証・評価を行うことで、施策の最適化や本計画の見直し・更新につなげる。

3 令和 8 年度 事業内容

(1) 滋賀の地域交通未来アイデア会議

本計画に基づく施策の成果を積極的に情報発信するとともに、県民フォーラム等による対話の場を設定し、「地域交通が充実した暮らし・まちづくり」のイメージを、県民をはじめ広く共有することで、「地域交通の充実」への期待感を醸成する。

また、「地域交通の充実」の意義、必要性等について県内企業とのコミュニケーションを図る。

(2) 地域交通の新たな運営体制(地域交通の最適化)の研究等

本計画に基づき、複数事業者で共同化・協業化を行う運輸連合や、路線バスの上下分離方式など、地域交通の新たな運営体制の研究について、滋賀県がびわこ文化公園都市をフィールドとして実施するバスの共同運行の実証実験等とも連携しながら、議論・検討を進める。

(3) 滋賀地域交通活性化協議会および幹事会の開催

滋賀の地域交通未来アイデア会議の結果を踏まえ、本計画に基づく施策の評価・進行管理を行うため、また、本計画に基づく事業詳細の検討等を行うため、滋賀地域交通活性化協議会および幹事会を開催する。

4 令和8年度 事業予算

別添 資料 5-2 滋賀地域交通活性化協議会 令和 8 年度予算(案)のとおり